教育委員会会議録

開会の日時	平成 28 年 3 月 22 日 午後 7 時 00 分
閉会の日時	平成 28 年 3 月 22 日 午後 8 時 37 分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席委員の氏名	委員長 中西 康裕 委員長職務代理者 中居 信明 委 員 松田 丈輔・田口 昇 教育長 宮崎 吉博
会議録に署名 する委員氏名	田口 昇・中居 信明
会議に出席した者の職・氏名	教育部長玉置行弘教育次長藤原厚教育総務課長濱口昌大社会教育課長世古口真弓スポーツ課長藤本宏教育研究所長山口茂樹教育総務課副参事宮瀬浩教育総務課副参事倉世古和人学校教育課副参事植村法文学校教育課副参事籠谷芳行教育総務課総務係長前村忍
会議の書記	前村 忍
会議に付した事件	議案第5号 平成28年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について 議案第6号 伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について 議案第7号 教育長職務代理者委員に係る職務の委任等に関する規則 の制定について 議案第8号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則 の制定について 議案第9号 就学等に関する規則の一部改正について 議案第10号 伊勢市教育委員会文書管理規程の制定について 議案第11号 伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について 議案第12号 学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

委員長

開会の宣言

署名委員の指名 田口委員、中居委員を指名

会議に付する案件

議案第5号 平成28年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

議案第6号 伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について

議案第7号 教育長職務代理者委員に係る職務の委任等に関する規則の制定 について

議案第8号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定 について

議案第9号 就学等に関する規則の一部改正について

議案第10号 伊勢市教育委員会文書管理規程の制定について

議案第11号 伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について

議案第12号 学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正について学校に

では、議事に入る前に教育長、何かございましたら、ご発言をお願いします。

教育長報告

まず、お礼を申し上げたいと思います。今日でちょうど6年3ヶ月が経ちました。この3月31日をもちまして私は退任をさせていただき、新しい教育委員会制度に変わるということで皆さんにはご迷惑をかけますが、これまでのご支援、ご協力、本当にありがとうございました。

この4月1日から新制度に変わります。新教育長ということで、教育委員長が無くなり教育長で一本化されていくことになります。

今年度も総合教育会議を2回持っていただきました。そういった会議等も増えるわけですが、大きなものは教育大綱を作っていくということです。伊勢の場合は、平成28年で第一次教育振興基本計画が終了するということで、新しく第二次教育振興基本計画に向けての策定に係っていく、それが教育大綱というものとの噛みあわせで進んでいくのではないかと思われます。

今日、教育委員会の市職員の内示がございました。私は今日が最後の教育委員会になりますので、来年度の体制についてご報告いたします。教育委員会は部長が二人になります。これまで玉置部長が教育部長というかたちでありましたのが、教育委員会事務局事務部長という名称になって事務方のトップということになります。それから藤原教育次長がやっていただいております教育次長という名称が無くなりまして、学校教育部長というかたちでこれから二人体制ということになりますので、よろしくお願いいたします。

これまでもいろいろな教育課題があったわけですが、今後も更に継続しての 課題、新しい課題が生まれてくるのだろうと思います。大きなものは学校の再 編につきましてですが、来年度検討会を設置して外部から三人程の委員さんに 入っていただいて基本計画の一部修正ということを検討していく課題がありま す。

学校に係る教育課題につきましては多々あるわけですが、今、特に組み体操の問題についてはこの後もお話をいただきますし、給食の異物混入であったり、引き続きいじめ、不登校対策等ございますがどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

伊勢志摩サミットが5月ということで着々と準備は進んでいるようですが、 なかなか、こちらの方には情報が入ってこないものですから、いろいろな方た ちでこれから皆さま方にも随時お知らせをし、いろいろな対策等も考えていた だくことになるのではないかと考えております。

教職員の内示、市職員の内示が終わりましたので、後は4月1日を迎えるということになっておりますので、来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

委員長

それでは、議事に入ります。

「議案第5号 平成28年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

1ページをご覧ください。

これは、平成28年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について、教育委員会の承認を得ようとするものであります。

なお、詳細につきましては、学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「平成28年度伊勢市 幼稚園・小中学校教育方針(案)」についてご説明いたします。

資料は2ページから34ページとなっております。

今回の教育方針(案)は、平成24年度に策定された「伊勢市教育振興基本計画」の内容に沿って、作成しており、「伊勢市教育振興基本計画」の中の「I 学校教育の充実」の部分を、関係事業名や取組も来年度の内容を組み入れながら、より具体的に表記しています。

まず、はじめに 3ページの「I 目指す子ども像」は、「教育振興基本計画」の 5ページをもとに作成しました。伊勢市の目指す子ども像を「心豊かでたくましい子ども」とし、その実現のために「1 確かな学力を身に付けた子ども」「2 豊かな心を持つ子ども」「3 健やかな体を持つ子ども」の育成を目指し、それぞれについて、具体的な方策を記述しました。

続きまして、4ページの「Ⅱ 目指す学校像」は「教育振興基本計画」の6

~7ページをもとに作成しました。目指す学校像についても、「子どもがかがやき学びあう学校」とし、「みんなが気持ちよく安心して通える学校」「社会で自立して生きていく基礎を育てる学校」「地域・保護者から信頼され愛される学校」の3つの柱を上げ、それぞれについて、具体的な方策を記述しました。

5ページからの「Ⅲ 学校教育の充実」は、「教育振興基本計画」の 12 ページから 32ページまでの「学校教育の充実」をもとに作成しています。

「学校教育の充実」は、目指す学校像として、5ページ「みんなが気持ちよく安心して通える学校」11ページ「社会で自立して生きていく基礎を育てる学校」16ページ「地域・保護者から信頼され愛される学校」の3つと、さらに18ページ「これからの学校」23ページ「幼児教育の充実」を加えて5つの内容からなっております。それぞれに具体的な施策をあげ、【現状と課題】【取組の方向】【主な取組】を記述しています。【現状と課題】【取組の方向】については「教育振興基本計画」から引用していますが、例えば6ページをご覧いただくと、【主な取組】については、左側には「教育振興基本計画」であげられている項目とその要点を、右側はその項目に対応する28年度の事業や取組を具体的に記載しています。

平成28年度の主な変更点を申し上げます。

8ページの下から3行目をご覧ください。【現状と課題】の項において、本年4月より、障害者差別解消法が施行されることに伴い、合理的配慮の提供を踏まえた対応をする必要があることを記載しました。また、9ページの中ほど、【取組の方向】のイー人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の項目においても、はじめに「合理的配慮の提供を踏まえ、」の文言を追加いたしました。

10 ページをご覧ください。上段の【関係機関との連携強化】の表の右側の2つの事業において、連携先として「認定こども園」を明記しました。

同じく10ページの中ほど、②生徒指導体制の充実の【現状と課題】において、2つめの段落のところで、インターネット上のトラブルについて、「特に携帯電話やスマートフォンの普及に伴ったSNS上のトラブル」について明記しました。

また、最後の段落では、いじめ防止基本方針を策定し、対策を総合的に推進していくことを記載いたしました。

続いて11ページの表の一段目の右側、白丸の4つめにも「いじめ防止対策推 進事業」を追加しました。

18ページをご覧ください。中ほどの表の上段右側、2つめの白丸に、「環境教育推進事業」を追加しております。これは、民間事業者や大学と連携した環境教育の推進を行うものです。

19 ページ中段からは、教育環境の整備について記載しておりますが、下段の【主な取り組み】の表で【施設・設備の整備と教材備品の充実】につきまして、昨年度までは「幼稚園・小中学校空調設備の整備」を記載しておりましたが、平成27年度で完了したため削除しております。

つづいて 20 ページをご覧ください。上段の表の 2 段目右側、白丸の 3 つ目に「ICT アドバイザー」を追加しております。

20 ページ中段からは、教職員の資質能力向上について記載しております。次

の21ページの表の2段目【研修の推進】の項目にはさまざまな分野での研修会の開催について記載していますが、5つ目の白丸に「特別支援教育にかかる研修会」を追加して、特別支援教育にかかる研修の実施について明記しました。 内容について、平成28年度新しく記載させていただいた部分は以上でございます。

24ページからは「伊勢市教育振興基本計画」における数値目標をまとめて記載しています。

数値目標の進捗状況につきましては、27 ページからの資料をご覧ください。 今年度の実績と、考察等を載せてあります。大きな改善が見られなかった項目 については、今後の方向性をもち具体的な取組を進めていきます。

33ページ、A3版の折込は、平成28年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針体系表で、「学校教育の充実」の部分を、「施策」、「主な取組」、「主な事業等」となっており、「学校教育の充実」のために、どのように事業や取り組みが関連しているかがわかるようにしました。

最後に34ページのポスターの図案ですが、例年、各学校の校長室、職員室等に掲示され、活用されております。今年度は、よこ置きで、伊勢型紙イメージしたデザインとカラーでまとめております。

めざす子ども像「心豊かでたくましい子ども」を大きな文字で書き、その右側に、その要素となる「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を並べています。めざす学校像「子どもがかがやき学びあう学校」についても大きな文字で強調し、その要素となる学校の姿「みんなが気持ちよく安心して通える学校」「社会で自立して生きていく基礎を育てる学校」「地域・保護者から信頼され愛される学校」を、より具体的な学校像とそのための施策を浮き出した囲みで示しております。

下部には、教育環境の下支えとしてよりよい学習環境に向けての施策や児童生徒の安心安全のための施策を記しております。

以上、平成28年度の伊勢市幼稚園・小中学校教育方針(案)について、ご説明申し上げました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただ今、教育長並びに学校教育課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A委員

非常に良くまとめられていると思います。みえる形にしていただき、評価を させていただきますが、数点、確認をさせていただきたいところがあります。

1つは12ページの「国際理解教育の推進」の項目のところで、いわゆるグローバル化という問題が書かれてあります。国際社会という位置づけの中で、子どもたちをどういう形で教育をしていくのかということが、これからの時代に非常に重要なことであると思っているのですが、テーマからして内容が非常に漠然としている気がします。もう少し、具体的なものとして何があるのか、例

えば、英語力をつけるだけでいいのかと思いますし、国際的な視野を見極めることのできる子どもたちをどうやって作っていくのかが、もう少しみえる形があったほうが良いのではないかと思っています。ただ、あまりにもテーマが大きいものですから、絞り込みは難しいのだとは思いますが、その辺りの考え方をもう少しお聞かせいただきたいと思います。

それから18ページの環境教育の関係ですが、毎回、教育方針が出たときにお 話をさせていただいていますが、手段としての太陽光であったり、節水であっ たり、節電であったり、ゴミの減量であったりは、テクニック上の問題はやっ ていることにより意識が出てくると思いますが、「なぜそれが必要なのか」「な ぜそうしたことをしないといけないのか」ということが、本来の教育の目的に あっても良いのではないかと思います。例えば26ページの「環境を大切にする 学校づくり」の成果指標をみてみますと、太陽光の設置をしている学校数は 12 校になりましたという、それだけの項目で片付けてよいのかと思います。日本 は資源の無い国であるがゆえにということもあるのかもしれませんが、今、地 球環境、それこそグローバルに地球規模で考えるなら、二酸化炭素の削減であ ったり、限られたエネルギー資源を有効に使うという観点の中で、子どもたち の意識をつけていかないといけないわけで、太陽光で何キロ発電したというこ とだけで済んでしまうのなら、教育にはならないと思うのです。本来の環境教 育とはどういうものなのかをもう少し整理して教えていただければと思います。 それから 19 ページですが、こういう基本法の問題そのものは、あくまでも子 どもたちを中心に、子どもたちの環境を整えていく、子どもたちのどういった 教育をしていくのかの指標なので、それはそれで良いのですが、一方で考える と子どもたちを教える側の職場の環境も含めて整備をしていく必要はないのだ ろうか、それがあって初めて子どもたちにきちんとした教育ができるのではな

ろうか、それがあって初めて子どもたちにきちんとした教育ができるのではないのかという気がします。ここに記述をするべきかどうかは別として、教育をする側のことも少しは考えた形で整理をしてほしいと思います。メンタル的に途中でリタイアする人も非常に多いと聞きますし、教員の職場の環境そのものも考えていかないと、子どもたちにきちんとした教育が施せるかを心配しますので、その辺りはどうなのかをお聞かせいただきたいと思います。それから23ページ、危機管理マニュアルの関係ですが、これは災害をメインに考えたものだと思いますが、危機管理体制という場合に、学校は学校とした

それから23ペーシ、危機管理マニュアルの関係ですが、これは災害をメインに考えたものだと思いますが、危機管理体制という場合に、学校は学校とした領域の中で分けて考えることは必要だと思いますが、こうした問題は伊勢市全体として考えていく必要がある問題ですので、学校の領域として考えた時にどうなのかが書かれていますが、例えば携帯メールの連絡網、これも今エリアメールが個々に届きますが、情報の一元管理をしておかないと混乱ばかりを招いてしまわないかと懸念しますので、具体的にどういう風に危機管理体制の整備をしていくのかをもう少し補足の説明をいただければと思います。

全体的に非常に良くまとめていただいていますし、明確な目標も見える形になっていますが、大切なことはこれが静止画にならないようにしていかなければならない、教育方針は動画でならなければならないと思っていますので、方針を見せていただいた感想も含めて、意見として出させていただきたいと思い

ますのでよろしくお願いします。

委員長

今4点ほどご意見等をいただきました。担当課からそれについて、コメントをお願いします。

学校教育課副参事

それぞれご指摘をいただきありがとうございました。12 ページの国際理解教育の推進については、英語力だけではないのではないかとのご指摘をいただきましたが、来年度は更に ALT の増員をし、特に小学校での ALT の活躍を期待しているところです。ALT の存在は、単に英語を教えるということだけではなく、ALT と触れ合うことで外国を身近に感じたり、コミュニケーションをすることで、何かを感じてもらいたいということで、配置の拡大を進めさせていただいています。また、ここには記載はありませんが、伊勢志摩サミットを契機にした郷土学習や国際化教育についても各学校で取り組んでもらっているところです。グローバル化に対してどう教育していくかにつきましては、いろいろ文化等の中で視野を広げるということが大切ではないかと考えます。また更にどのように推進していくかを検討していきたいと思います。

それから 18ページの環境教育の充実につきましては、昨年度もどうしてということを子どもたちに考えさせていくことの必要性をご指摘いただきましたが、なかなかその辺りを表現しきれていない部分がありますが、校長に集まっていただき、この基本方針について、意見を伺ったときに持続可能な社会を作るための教育という観点をもう少し盛り込んでいったらとご意見をいただきましたので、今後の課題として次回の教育方針にはこのような観点も盛り込んでいきたいと思っています。

また、次の19ページについては、教職員の職場の環境について温かいお言葉をいただいたと思っています。ここに記載はされておりませんが長時間にわたる時間外勤務の現状も把握しながら、その辺り取り組んでいきたいと思っています。

次に23ページの危機管理マニュアルについて、ここには災害のマニュアルの作成について記載させていただいておりますが、近年、東日本大震災のような地震・津波だけでなく、台風等の水害等もあり、いろいろな面で災害対応を迫られることがありますので、市全体の災害対応との連携も今後、検討をし、市との連携を図っていかなければいけないと考えています。

また、携帯メールにつきましては、数年経過し、随分この携帯メール連絡網が多方面で使われていますが、その情報が錯綜等をしないように、情報の在り方については検討をしていかななければと考えていますので、よろしくお願いします。

最後に、この計画が活きたもの、動いているものとして学校現場で活用されるようにとのご意見を頂戴いたしましたので、校長会等いろいろな機会を通じて、この基本方針をお伝えしてきたいと考えています。

A委員

ありがとうございます。

一点もう少し話を聞きたいのが、市長を交えての教育総合会議を2回ほどさせていただきましたが、その時にグローバルな子どもたちをどう作っていくのかというテーマが1つありました。その時に、私が申し上げたのが、日本人でよかったなと思うことがだんだん無くなってきた。自分たちの足元、立ち位置を見極めておかないと、国際視野へ一足飛びになってしまうと日本の良さそのものを分からない人たちが他国の文化や生活習慣や価値観について何をもって話をしていくのか難しいと思います。日本の中でも地域によって生活習慣も違えば、文化や歴史も違うことがあり、そのことすら私たち自身も分かり得てないことがあります。まず自分たち自身の、例えば伊勢なら伊勢の良さ・特性・文化や生活習慣、ものの価値観などいろいろなものを身につけたうえで、今度は世界へ目を向けていくという1つのプロセスがなければいけないのではという気がします。

一足飛びに、流行り言葉のようにグローバルに乗っていくのは、私は良くないと思い、市長との懇談の中でもお話をしました。自分たちの良さ、日本人で良かった、伊勢に生まれて良かったと思う感覚が次第に無くなってきています。順番を誤ると大変なことになるのではと心配しますので、そこのところはしっかりと抑えてほしいと思います。

委員長

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

B委員

14 ページ下方になりますが、健康教育の充実のところの白丸の2つ目に学校保健委員会の設置と活用とありますが、私が記憶してるところでは、かなり前に、こうした委員会をするよう話があり開催した記憶があります。その後、継続して開催しているところと、その時だけで終わっているところがあるということは、教育委員会としては把握していますか。

学校によって委員会が運営されているところと、されていないところの差があるという現状を私も最近知ったのですが、しっかりと開催しているところなら年に複数回開催しており医科、歯科、薬剤師、学校関係者、PTAの方で子どもの健康について真剣に討議をされているところもあれば、当時1回きりで終わってしまっているところもあります。おそらく委員会の設置はされていると思いますが、その後、校医が変わりメンバーも変更していると思いますので、実際、本当に各校で開催されているのかをお聞かせください。

教育次長

学校保健委員会の設置と活用については、毎年、各学校の実態調査を行って

います。基本的には各校 100%の設置となっていますが、今、委員がおっしゃられるように学校によって、きちんと関係の校医さん、歯科医さん、薬剤師さんの方々が集まって情報共有を図り、実態について話し合って有効に活動していただいている学校もありますし、校医さんに来校していただいた際に、少し情報共有やアドバイスを頂く形の実施の仕方しかできていないところも現実にはございます。

ただ、少しずつの実態のあるようなところでは、学校保健委員会の有効利用の仕方等を保健室の中で情報共有しながら、少しずつ実態ある形に広がりつつあると思っていますが、まだまだこちらが望むような形、運営・活用の仕方はできていないということも認識してます。

B委員

学校医として委員会を開くようにとは立場的に言い辛いように思います。学校側から開催の働きかけをしていただくのが、集まりやすいと思います。そのためにも各学校のこの委員会の必要性の認識を高めていただかないと、実態のある委員会の運営の実施には繋がらないと思います。この前、学校保健大会の発表をみせてもらって、本当にやっているところは、やっているなと実感を受けました。ほかの歯科医師の先生方に聞いてみましても、やっていないとも聞きますし、やっている学校とそうでない学校との差が激しく、この差は子どもたちに返っていくわけですから、もう少し力を入れていただくように教育委員会から声掛けをしていただきたいと思います。

委員長

ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

私から1点だけ、10ページの生徒指導体制の充実の「現状と課題」のところに、「インターネット上のトラブル、特に携帯電話やスマートフォンの普及に伴った SNS 上のトラブルなど様々な問題が起きています」という現状と課題を挙げてもらっていますが、その後の取り組みのところに、この問題に対する取り組みの具体的な内容の記載がないんです。多分この問題というのは、来年度だけでなく、今後もいろいろな問題が中学校・小学校とどんどん年齢が低年齢化してくる傾向があると思われるので、ぜひ「現状と課題」でこの項目をあげていただいているなら、それに対して伊勢市の教育委員会としてあるいは、教育の内容としてどのような取り組みができるかを考えていくべきだと思いますので、ここは来年度に限らず次年度以降も、きちんと具体的に取り組みをあげた方が良いと思いますので、これは意見として申し上げます。

教育次長

この後、研究所からも報告させていただきますが、例えば情報モラル教育も 今年度、保護者に向け、あるいは子どもたち、特に低年齢化していますので小 学生に向け30件ほど実施させていただいておりますので、この辺りもまた取り 組みの方向として具体的に今後は記載していきたいと思います。

委員長

ほかにご意見、ご質問はよろしいですか。

ご質問がなければ、採決に移りたいと思います。

「議案第5号 平成28年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、 原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第5号 平成28年度伊勢市 幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおり承認することに決定いた しました。

続きまして、「議案第6号 伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

35ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係規則について所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

「議案第6号 伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について」ご説明いたします。

先ほど、教育長からの提案説明にもありましたように「地方教育行政の組織 及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、伊勢市において も、各種条例に規定されております教育委員長の部分と新教育長の身分等につ いて所要の整理を行うための「教育長の給与等に関する条例等の一部を改正す る条例」が市議会12月定例会可決され、このたび関連する教育委員会規則を改 正することとなりました。

現行の教育委員会規則で、新教育委員会制度に関連し規則改正が必要な規則は7規則あることから、伊勢市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則という形で、個々の規則改正を条でまとめさせていただいております。

本来は、36ページから42ページまでの改め文を用いて説明をさせていただく ところですが、改正内容が多岐にわたるため、改正の概要説明については、新 旧対照表を使用してご説明させていただきます。

43ページをご高覧ください。

対照表の表題となっているのが、改正する規則で、括弧内の第1条関係とあるのが、改め文の中の条の番号です。

まず、第1条は「伊勢市教育委員会公告式規則」で、右側改正前第2条第2項の後半に委員長とあるものを教育長に改めるとともに、教育委員会規則等で公表が必要なものの公告のルールについて、その取り扱いを整理させていただきました。

次に 44 ページから 47 ページ、第2条「伊勢市教育委員会会議規則」の改正ですが、これについても委員長とある部分を教育長に改めるとともに、会議の招集から議事録の調製までについて、整理をいたしました。

48 ページ、第3条の「伊勢市教育委員会傍聴人規則」の改正では、委員長を教育長に改めることに加え、傍聴人に対するルールだけでなく教育委員会の会議運営のため傍聴席の定数を定めるなどの規定の整備も行ったことから、題名を「伊勢市教育委員会傍聴人規則」から「伊勢市教育委員会傍聴規則」に改正させていただきます。

50 ページ、第4条「伊勢市教育委員会事務局等処務規則」につきましては、前3条で改正をしておりました委員長と教育長の部分はございませんが、51ページ第7条に規定しております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条項が、一部改正により1条繰り上がったことから、19条を18条に繰り下げになっております。その他の整備部分につきまして、事務局内の職制について、現在「教育部長」と「教育次長」とあったものを、「事務部長」「学校教育部長」に改め、1局2部長体制で事務局運営を行うこととするため、職務についての整理をさせていただきました。

52ページ、第5条「伊勢市教育委員会事務委任規則」につきましても、委員長と教育長の部分はございませんが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により教育委員会の事務となった「幼保連携型認定こども園の教育課程等への意見申し出」については、教育長へ事務委任せず、教育委員会の権限とするための規定の整備、並びにこの規則の根拠となる趣旨を明らかにするため、第1条にその旨を追加いたしました。

53 ページ、第6条教育長事務委任規則につきましては、先程ご説明申し上げた、「伊勢市教育委員会事務委任規則」に第1条を追加したことから、条項がひとつずつ繰り下がったため、改正をさせていただいております。

最後に57ページ「伊勢市教育委員会公印規則」につきましては、新制度への 移行に伴い、委員長印の削除と、その他の公印について整理いたしました。

以上が、改正の概要です。

なお、この一部改正の施行日につきましては、「教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」との関連もあり、この規則改正については市長部局での処理となることから、42ページ附則において同日付けで施行できるように規定いたしております。

以上、「伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について」を、ご提案させていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、教育長並びに教育総務課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

C委員

第1条関係の改正前の第2条第3項、改正後第4項の部分ですが、今まで規 則等の公布については、伊勢市の公報に登載していたものを、今回削るという 積極的な理由があるのでしょうか。

教育総務課長

公報が出るのには、タイムラグが生じることもあり、一番周知がし易いのが 市役所前の掲示板に掲示をして行う方法で、それが現状でもありますので、こ ちらの方に記載を変更させていただいております。

C委員

開かれた学校であったり、いろんな情報を組織として高めていくというのが時代の流れではないかと思うのですが、そういった中で今まで公報に載っていたものを、以前であればただし書きの中に書いてあったもので終わらせてしまうのは、どうなのかなと思うのですが。

教育総務課長

規則の方には記載がありませんが、ホームページの方でも周知はさせていただいており、私たちの方で周知できるもの、広く公報できるものは、積極的に開かれた教育委員会ということで取り組みたいと思います。

C委員

そうだと思うのですが、それならホームページのことを記載するべきではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育総務課長

ホームページ等というところで記載する方法もあるかと思いますが、今回はこういう規則を公布しますという行為になりますので、ホームページは使っていないと思います。ホームページのことについては、記載はさせていただいておりませんが、規則等の公布については、市長部局の公布の方法にあわさせていただいています。

C委員

そうすると、市の他の規則に関しても公報にはこれからは登載されないということですか。

それにあわせてやっているのかということが一点と、条例の取り扱いは公報 に登載してくのか、規則以下、告示・公告に関しては規則に準拠する形になっ ているのかを確認させてください。

教育総務課長

第2条関係第3項については、ここに記載のあるただし書きの部分が改正後に正式なものになり、ただし書きの前、前文の「規則等は伊勢市公報に登載して公布する」とした部分を削除することが、広く市民に知らしめるという目的から外れてしますのではないかというご意見であったと思います。こちらにつきましては、今現在も市役所前の掲示場に掲示をし、公布という行為を行っています。改正後では、これを正式なものにさせていただき、その前段にございます伊勢市公報に登載して公布する場合ですとタイムラグが若干生じてしまうということで、現在すでに行っている掲示場に掲示することを以て公布の時期の第一優先とさせていただき、それを取りまとめたものを後日、公報として登載をさせていただくということになっておりますので、公報に登載することにより公布するということになっておりますので、公報に登載することにより公布するということは、後のとりまとめということになりますので削除させていただいて、実際に公布するという行為につきましては、市役所前の掲示場に掲示をするということを公布行為とさせていただくものでございます。

委員長

松田委員よろしいですか。

C委員

はい。

委員長

ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

私の方から1点、48 ページの改正後の規則の第6条傍聴人は傍聴席において 写真、その後の字句の間違いがあると思いますが。

教育総務課長

申し訳ございません。第6条の一部について文字の変換を誤っております。 こちらについては、改め文39ページ中の第6条が正しい記載となります。

委員長

わかりました。訂正をお願いします。 ほかにご意見、ご質問はありませんか。

C委員

先ほどの質問と関連するのですが、開かれた行政組織というところで、48 ページの改正後の第4条について、傍聴席の定員は5人とすると書いてあるのですが、5人の数字の根拠や、それを制限しなければならない理由があるんでしたら教えていただけますか。

教育総務課長

こちらは、この教育委員会の会場の大きさを考えると、おそらく座っていただけるのは5名以内となってくると思います。ただ、昨年の夏の教科書採択の際には、多くの傍聴人があるだろうと想定をさせていただき、席数を増やしました。こちらについては、教育長が必要を認めた場合として定員の増減をさせていただきました。今後も内容の状況を見ながら傍聴席数を増やしたいと考えています。

C委員

そうすると5人という数字は不要ではないでしょうか。定員は5人とすると 明文化するわけですよね。その後に例外も認めますとなっており、例外をもって5人の根拠とするのは、無理があるように思います。

前回の教科書選定の時のように、来ていただいた方々には、できる限り傍聴 していただくのが筋ではないのかと思いますがいかがでしょうか。

教育総務課長

席数の上限の撤廃ということになってくると思います。今、手元に資料は持ち合わせていませんが、他市も人数が少ないところの方が多いのです。これについては、状況に応じて判断をしていきたいと思います。

教育部長

松田委員のおっしゃられる意味は十分理解をいたします。他市の状況を今、細かく持っておりませんが、他市も会場の関係で人数を表わしているところがあります。伊勢市の場合は今まで表していませんでしたが、実際にはこの部屋で開催し、何十人も傍聴にきてくださいとは言えない状況が続いていました。今まで1人も傍聴者がなかったので、ここでいいだろうとそのままここで開催させていただいていました。ここが常設の場であることをお示しするためにも、この場で開催している意味づけとして、ひとまず人数を決めさせていただきました。お許しがいただけるなら、しばらく様子をみさせていただき、5人というのはあくまでもこの部屋を前提として決めさせていただいた人数ですので、傍聴者数が増えてくるようであれば、人数の見直しも検討する必要が出てくると思いますが、人数を記載しないということにはならないと思います。そういった思いでこの5名を入れさせていただきました。

C委員

理解しました。どちらを優先するかという話だと思います。会場がこうだから、これ以上は無理だと言ってしまうのか。それとも、来ていただいた方々が皆さん傍聴できるような状況をこちらから工夫して組み立てていくのか、そのどちらを優先するのかと言ったときに、おそらく来ていただいた方々が見れるような工夫をしていくのだと思います。今後、他市との比較もし、必要に応じて見直していただけるとのことですが、少し趣旨に反しているところもあるか

と思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長

よろしいですか。

そのほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第6号 伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について」は、字句等の修正をした上で、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第6号 伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正について」は、原案どおり可決決定いたしました。

続きまして、「議案第7号 教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関する 規則の制定について」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

56ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長職務代理委員に係る職務の委任等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

「議案第7号 教育長職務代理委員に係る職務の委任に関する規則の制定について」ご説明いたします。

57ページをご高覧ください。

従来、委員長が不在となった場合の職務代理者は、教育委員の中から選ばれ、 事務をつかさどる教育長の職務代理者は、事務局職員となっておりました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たな教育長は教育委員長と教育長の責務を併せもつこととなり、教育長が不在となった場合の職務代理者については、同法の規定により、教育委員の中から教育長があらかじめ指名することとなっております。

しかし、教育委員については非常勤の特別職であるため、現在の教育委員長の職務代理の部分については、教育委員の中から指名された方、現在の教育長の職務代理者の部分について、第一順位を事務部長に、第二順位を学校教育部長に委任等ができるよう規則を制定しようとするものでございます。

以上、「教育長職務代理委員に係る職務の委任に関する規則の制定について」

を、ご提案させていただきました。 何卒、よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、教育長並びに教育総務課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員長

1点だけ質問ですが、伊勢市教育委員会の会議と言うのは、具体的には定例 会とその他には何がありますか。

教育総務課長

定例会の他に臨時会があります。

委員長

その運営は、職務代理者が行うということですね。そして、それ以外の事務 に関しては、事務部長が行うということでよろしいですね。

教育総務課長

はい。

委員長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第7号 教育長職務代理委員に係る職務の委任に関する規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第7号 教育長職務代理委員 に係る職務の委任に関する規則の制定について」は、原案どおり可決 決定をい たしました。

続きまして、「議案第8号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

58ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

「議案第8号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」ご説明いたします。

59ページをご高覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たな教育長は非常勤の特別職から「常勤の特別職」となり、職務に専念する義務が課せられますが、その中で特例となる部分について定めるものでございます。

なお、内容については常勤であることから、一般職員の例により規則を制定 しようとするものでございます。

以上、「伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」を、ご提案させていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、教育長並びに教育総務課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第8号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第8号 伊勢市教育長の職務 に専念する義務の特例に関する規則の制定について」は、原案どおり可決 決定 いたしました。

続きまして、「議案第9号 就学等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

61ページをご覧ください。

これは、就学等に関する規則の運営に係る様式の見直しを図るため、規則を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、学校教育課から説明をいたしますので、よろし

くご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

ご説明の前に、1箇所訂正がございます。申し訳ございません。

恐れ入りますが、64 ページをご覧ください。2行目の中ほど、カギ括弧の中の「出席児童生徒」につきまして、生徒を削除し「出席児童」と訂正していただくようお願いいたします。

それでは、「議案第9号就学等に関する規則の一部改正」について、ご説明申 し上げます。

第9条で規定しております様式第7号「出席簿」のうち中学校出席簿について、様式第7号の2特別支援学級用を追加しようとするものでございます。

第12条で規定しております様式第10号について、「全課程修了者報告書」と し、指導要録との整合性を図るため、保護者と児童生徒との続柄を削除しよう とするものでございます。

それらに併せ、第4条で規定する様式第1号「学齢児童(生徒)就学免除猶予許可願い」及び第5条で規定する」様式第2号「長期欠席児童生徒報告書」中の「あて先」を、伊勢市公文例規程第3条に基づき、「宛先」改めようとするものです。

また、様式第2号「長期欠席児童生徒報告書」、様式第8号「児童生徒出欠席 月末統計用」の児童生徒の表記につきまして、他の様式と統一するため、生徒 に括弧をつけるものでございます。

66 ページをご覧ください。新旧対照表を記載しております。表の右側が改正前のもの、左側が改正後のものでございます。

なお、この規則は平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。 以上、「議案第9号就学等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

委員長

ただ今、教育長並びに学校教育課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第9号 就学等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第9号 就学等に関する規則 の一部改正について」は、原案どおり可決決定いたしました。 続きまして、「議案第10号 伊勢市教育委員会文書管理規程の制定について」 を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

76ページをご覧ください。

これは、伊勢市教育委員会における文書の管理について、必要な事項を定めようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課

議案第 10 号伊勢市教育委員会文書管理規程の制定について、ご説明いたします。

77ページをご高覧ください。

教育委員会事務局の文書事務については、伊勢市教育委員会事務局等処務規則において、一部規定がされており、文書の取り扱い等については市長部局の例によると規定されており、文書に付ける記号についても例により運用していおりますが、指導要録等法令に定めのあるものの取り扱いについては、市長部局とは別にしておく必要があることから、明文化し規定を制定しようとするものでございます。

以上、「伊勢市教育委員会文書管理規程の制定について」を、ご提案させていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、教育長並びに教育総務課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第10号 伊勢市教育委員会文書管理規程の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 10 号 伊勢市教育委員会 文書管理規程の制定について」は、原案どおり可決 決定いたしました。

続きまして、「議案第 11 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

79ページをご覧ください。

これは、これは、効率的・効果的な組織運営を図るため、教育部長及び教育 次長の職制並びに事務分掌を整備し、専決事項を改めるとともに所要の訓令を 改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第11号 伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について、ご説明 いたします。

教育長からの提案説明、並びに先ほどご承認をいただきました議案第6号「伊勢市教育委員会公告式規則等の一部改正」の第4条「伊勢市教育委員会事務局等処務規則」の際、ご説明させていただいたとおり、事務局内の職制について現在「教育部長」と「教育次長」とあったものを、「事務部長」「学校教育部長」に改めたことによる関係規定の整備、整理をさせていただきました。

本来ですと、80ページから82ページまでの改め文を用いて説明をさせていた だくところですが、改正の概要説明については、新旧対照表を使用してご説明 させていただきます。

84ページをご高覧ください。

先ほどの議案第6号と同様、対照表の表題となっているのが、改正する規則 で、括弧内の第1条関係とあるのが、改め文の中の条の番号です。

まず、第1条は「伊勢市教育委員会事務決裁規程」におきましては、教育次長が学校教育部長となったことにより、基本的には現行の専決事項についての変更は行わないものの、事務処理を効率的に進めるため、部長共通の専決事項と事務部長、学校教育部長それぞれの専決事項を定めようとするものでございます

次に、第2条「学校教職員安全衛生管理規程」の一部改正につきましては、安全衛生規程は、学校教職員を対象としているものであることから、学校教育部長を中心としたものに改正しようとするものでございます。

以上、「伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について」を、ご提案させていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、教育長並びに教育総務課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第11号 伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 11 号 伊勢市教育委員会 事務決裁規程等の一部改正について」は、原案どおり可決 決定いたしました。 続きまして、「議案第 12 号 学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正につい て」を議題といたします。

教育長から提案説明をお願いします。

教育長

89ページをご覧ください。

これは、学校及び幼稚園施設等の使用申請事務の効率化を図るため、規程を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第 12 号 学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正について、ご説明いた します。

90ページをご高覧ください。

この規程の改正につきましては、申請後の打ち合わせ等で申請者に連絡をする必要があった際に、現在の申請書では連絡先がわからないため、使用願いの様式に連絡先を記載するために様式の変更と、宛名の記載を変更させていただくこととしました。

以上、簡単ではございますが「学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正について」を、ご提案させていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

委員長

ただ今、教育長並びに教育総務課から説明をいただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

委員長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 12 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について」は、 原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。 [異議なしの声]

委員長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 12 号 学校及び幼稚園施設使用規程の一部改正について」は、原案どおり可決決定いたしました。

委員長

以上で本日の審議案件はすべて終了しましたので、これを持ちまして教育 委員会を閉会いたします。